

相馬市議会議会基本条例検証結果の公表について

令和 7 年 8 月 4 日

平成 27 年 7 月に制定した議会基本条例は、おおむね 2 年ごとに条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を公表するものと条例第 24 条に定められています。

相馬市議会では議会基本条例第 24 条に基づき、各会派の意見を確認しながら、各条文の達成状況や条文改正の必要性の検証などを行ってきました。

令和 7 年 8 月 4 日に開催された議会運営委員会において検証が完了いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 議会運営委員会における検証経過

	日時	内容
1	令和 7 年 3 月 18 日	検証方法について 令和 5 年と同様の方法により検証することを決定
2	令和 7 年 3 月 28 日	条文検証シートの内容を確認
3	令和 7 年 6 月 5 日	各会派における条文検証シートの評価を確認 検証結果の公表方法について確認
4	令和 7 年 6 月 24 日	検証結果の公表方法について確認、決定 条文改正の必要があるかどうかを協議
5	令和 7 年 8 月 4 日	条文改正の必要があることを確認 検証結果の取りまとめ

2. 条文の達成状況の評価について

共通のチェックシートを用い、24 条からなる議会基本条例の条文が達成できているか各会派において達成状況の評価を行った。

評価の内訳は以下のとおりである。

評価内容	項目数
A：達成している	20
B：概ね達成している	59
C：達成できていない	9
—：評価対象外	8

3. 各会派において達成していると評価した条文

各会派による検証において、4会派において概ね達成していると評価した条文及び、評価に係る意見は以下のとおりである。

第4条 会派

意見：一丸となって活動を行い、責任は十分に果たしている。その都度意見交換をして会派の意向・意志を決定している。

第4条

議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明するよう努めるものとする。

第15条 政務活動費の執行及び公表

意見：適正かつ積極的な政務活動を行っている。

第15条

議員は、政務活動費が政策の立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、相馬市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年相馬市条例第4号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書（領収書等の証拠書類を含む）及び会計帳簿は、公表しなければならない。

第16条 議員研修の充実強化

意見：年2回の研修を行うなど積極的に行っている。

第16条

議長は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、全議員に対し、本条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

第19条 議会広報の充実

意見：ホームページ、議会だより、YouTube等の媒体を活用し、創意工夫を行い十分に議会情報の発信を行っている。

第19条

議会は、広報紙、ホームページ等の広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制の整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

4. 各会派において達成できていないと評価した条文

各会派による検証において、4会派において概ね達成できていないと評価した条文及び、評価に係る意見は以下のとおりである。

第20条 専門的知見の活用

意見：少子高齢化の課題に対し、専門家の知見を得ながら執行部と協働して取り組んでいく必要があるのではないかと。

活用事例が無く、充分とは言えないことから、積極的に活用の検討をすべき。

第20条

議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第百条の二の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。

各会派における議会基本条例検証結果

条文		新政会	にじ	そうま市民の会	新時代そうま
1 条	目的	—	—	—	—
2 条	議会の運営原則	A	A	C	B
3 条	議員の活動原則	B	B	C	B
4 条	会 派	A	B	B	A
5 条	議長の責務及び役割	A	B	—	B
6 条	危機管理	B	A	—	A
7 条	議会の透明性の確保及び説明責任並びに市民参加	B	A	C	B
8 条	議会報告会	B	A	B	B
9 条	議会と市長等との関係	A	B	B	B
1 0 条	適正な議会費の確立	B	B	B	B
1 1 条	基本構想及び基本計画	B	B	—	—
1 2 条	市長による政策形成過程の説明	B	B	C	B
1 3 条	予算及び決算における説明	B	B	B	B
1 4 条	委員会の適切な運用	B	B	C	B
1 5 条	政務活動費の執行及び公表	A	A	B	A
1 6 条	議員研修の充実強化	B	A	B	A
1 7 条	議会事務局の体制の整備	B	B	B	A
1 8 条	議会図書室の充実	B	B	B	B
1 9 条	議会広報の充実	A	A	B	A
2 0 条	専門的知見の活用	C	C	C	B
2 1 条	議員の政治倫理	B	B	B	B
2 2 条	議員の定数	B	B	B	B
2 3 条	議員報酬	C	B	B	B
2 4 条	条例の検証及び見直しの手続	B	A	B	B

A：達成している B：概ね達成している C：達成できていない

※ 『—』は検証対象外と評価したもの。